

令和5年（ワ）第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

準備書面（12）

2026（令和8）年6月1日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子

同 中 島 哲

同 山 田 佳 以

同 吉 田 玲 英

同 橋 本 祐 樹

同 神 坂 正 美

同 氷 見 谷 馨

第1 本書面の目的

本書面は、X 牧場における原告らに対する金銭的搾取が如何に異常なものであったかを、隣接する牧場に住み込みで働いていた知的障害者に対する処遇との対比で明らかにすることを目的とする書面である。

なお、略称等は従前の例による。

第2 原告らに対する金銭的搾取と被告らの主張

- 1 本件において、亡牧場経営者X、被告牧場経営者Y及び被告牧場経営者ZらX 牧場関係者は、原告らに対し、賃金を支払わず、原告らの口座に振り込まれる障害年金もほぼ全額引き出して自分たちのものとし、原告らからの搾取を行ってきた。
- 2 このことについて、被告牧場経営者Yは、「私が預金通帳を管理し、現金の引き出し等も行っていた。」（令和6年2月27日付け被告牧場経営者Y回答書別紙1「5(1)」[甲34・18枚目]）としたり、「原告らの年金が入る通帳については、夫が里子らにかかる生活費としておろしていたようです」（被告牧場経営者Y陳述書「第5」[乙26・5頁]）とし、当然に自分たちのものであるかのように主張し、被告牧場経営者Zは、「けして、虐待、横領、奴隷、悪質な環境などの行為は一切ありませんでした。」（令和7年9月5日付け被告牧場経営者Z準備書面2頁末尾）などと主張する。
- 3 また、被告恵庭市も、「原告らとの関係は『いわば里親』としての家族同様の関係であり、労働者には該当せず報酬支払義務も発生しない」という、法の枠外にある独自の主観的評価をもって違法性を否定したうえで、「事業主は広く「里親」「職親」「親方」などと呼ばれていたが、知的障害者福祉法16条1項3号の「職親」ではなく、古くから善意の第三者として知的障害者の面倒をみてきた人たちである。」（乙19・9頁注4）とあたかも美談であるかのような主張を述べている。

第3 隣接牧場において住み込みで働いていた知的障害者の存在

- 1 原告らは、原告らと同様の障害特性を持ち、地理的にも隣接する E 牧場にて同様に長年住み込みで就労した後、過去約 10 年以内にとある関係の施設に引き取られた人物が存在し、E 牧場では同人に対し、適正な賃金支払と年金管理が行われていたという情報が寄せられたことから、同人への接触と情報収集を試みていた。

同人のフルネームが分からない状況からの調査であったため、時間を要したが、同人に接触し、関係者らから情報を得ることが出来たため、同人との比較対象により、X 牧場における処遇がいかに異質なものであったかを明らかにする。

- 2 問題となる人物の氏名は D 氏（以下、「D 氏」という。）という。D 氏は、1987（昭和62）年から恵庭市●●●●●●所在の E 氏（以下、「E 氏」という。）が営む E 牧場にて住み込みで酪農作業を手伝っていた（甲71、甲72）。

亡牧場経営者X、被告牧場経営者Y及び被告牧場経営者Zの住所が恵庭市●●●●●●●●であるのに対し、E 氏の住所は恵庭市●●●●●●●●であり、極めて近所である（甲73）。

また、X 牧場が、恵庭市●●●●●●●●●●の土地を所有していたのに対し、E 牧場は●●●●●●●●の土地を所有していたのであり、正に隣接地で牧場を営んでいた（甲74、甲75）。

D 氏の処遇は、隣接する牧場において、どれほどまでに住み込み労働の知的障害者の処遇が異なっていたかを際立たせるものである。

第4 D 氏の処遇

- 1 E 氏から、北海道内の社会福祉法人に対し、2020（令和2）年12月

に、牧場経営を辞めるため、同法人での支援を希望する旨の申し出があり、
D氏は、2021（令和3）年1月に、同法人が運営するグループホームに入居を開始した（甲71、甲72）。その後、D氏は成年後見人が選任されている。

- 2 D氏の通常貯金口座には、グループホーム入居直前の2020（令和2）年12月25日付けで1436万6391円が振り込まれており（甲76）、また、同人は300万円と100万円の定期預金も有していた（甲77）。

なお、D氏が受給していたのは障害年金2級であり（甲72・1枚目）、原告らが加入している障害年金1級の8割の金額しか支給されていなかった（国民年金法33条2項参照）。

そうであるにも関わらず、D氏は、E牧場の退去にあたって、E氏から預り金約1837万円の返還を受けているのである。

- 3 これに対し、原告らは、X牧場の退去にあたり何ら預り金の返還を受けていない。それどころか、原告Bは、2001（平成13）年12月31日からX牧場での住み込みを開始したが（甲2の2）、2002（平成14）年2月5日の段階では1300万円が存在していた原告Bの定期預金が、2003（平成15）年1月29日までに全額引き出されてしまっているのである（甲12の5）。

- 4 この対比は極めて特徴的であり、X牧場の原告らに対する扱いが如何に異常だったのかを際立たせるものである。

以上